

## 令和5年白老町議会第1回定例会7月会議会議録（第1号）

令和5年7月20日（木曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前10時45分

---

### ○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 行政報告について

第 4 議案第 4号 白老町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第 1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第4号）

第 6 議案第 2号 令和5年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）

第 7 議案第 3号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 5号 工事請負契約の締結について

（白老生活館改築（建築主体）工事）

第 9 発議第 2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

### ○会議に付した事件

議案第 4号 白老町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第4号）

議案第 2号 令和5年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 3号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 工事請負契約の締結について

（白老生活館改築（建築主体）工事）

発議第 2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

### ○出席議員（13名）

1番 久保一美君

2番 吉谷一孝君

3番 貳又聖規君

4番 佐藤雄大君

5番 西田祐子君

6番 前田博之君

7番 森哲也君

8番 大淵紀夫君

10番 小西秀延君

11番 及川保君

12番 長谷川かおり君

13番 氏家裕治君

14番 松田謙吾君

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

1 3 番 氏 家 裕 治 君                      1 番 久 保 一 美 君  
2 番 吉 谷 一 孝 君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |   |           |
|-----------|---|-----------|
| 町         | 長 | 大 塩 英 男 君 |
| 副 町       | 長 | 古 俣 博 之 君 |
| 副 町       | 長 | 竹 田 敏 雄 君 |
| 教 育       | 長 | 安 藤 尚 志 君 |
| 総 務 課     | 長 | 高 尾 利 弘 君 |
| 企 画 財 政 課 | 長 | 増 田 宏 仁 君 |
| 政 策 推 進 課 | 長 | 富 川 英 孝 君 |
| 町 民 課     | 長 | 久 保 雅 計 君 |
| 健 康 福 祉 課 | 長 | 渡 邊 博 子 君 |
| 産 業 経 済 課 | 長 | 工 藤 智 寿 君 |
| 建 設 課     | 長 | 瀬 賀 重 史 君 |
| 上 下 水 道 課 | 長 | 舛 田 紀 和 君 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 鈴 木 徳 子 君 |
| 消 防       | 長 | 後 藤 悟 君   |
| 消 防 課     | 長 | 加 藤 肇 君   |
| 病 院 事 務   | 長 | 村 上 弘 光 君 |

---

○職務のため出席した事務局職員

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 本 間 力 君   |
| 主 幹     | 小 山 内 恵 君 |

---

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日7月20日は休会の日ですが、議事の都合により、特に第1回定例会7月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、13番、氏家裕治議員、1番、久保一美議員、2番、吉谷一孝議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和5年白老町議会第1回定例会は、9月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により7月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、令和5年第1回定例会7月会議の運営の件であります。

定例会7月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、補正予算2件、条例の一部改正2件、工事請負契約1件、合わせて議案5件であります。

担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

また、町の条例改正に伴い、白老町議会委員会条例の改正が必要となったことから、議会から発議第2号を提案することといたしました。

白老町議会委員会条例の一部改正の発議1件は、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定に基づき、議会運営委員長名で提出いたします。

これらのことから、7月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。  
これで委員長報告は報告済みといたします。

---

◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。  
大塩町長。

〔町長 大塩英男君登壇〕

○町長（大塩英男君） 令和5年白老町議会第1回定例会7月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、民族共生象徴空間ウポポイ開業3周年記念式典についてであります。2020年に公開されたウポポイが、本年7月12日に3周年を迎えるに当たり、去る7月8日、岡田内閣府特命担当大臣をはじめ、鈴木北海道知事、大川北海道アイヌ協会理事長など関係各界より約120名が参加され、記念式典が盛大に挙行されたところであります。

ウポポイの開業は、国や北海道、各関係機関が一体となって整備が進められたところでありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、二度の延期を余儀なくされ、開業後においても常にコロナ禍における運営を強いられた中で迎えた式典であり、私自身、大変感慨深く、改めて関係各位に対する感謝と敬意の念を強くしたところであります。

今後においては、ウポポイ等と一層の連携強化を図り、様々な取組を通して来場者100万人の達成を目指すとともに、将来にわたってウポポイと共存、共栄し、「ウポポイのあるまち」から「ウポポイもあるまち」に昇華できるよう地域活性化に尽力してまいりたいと考えております。

次に、子ども医療費助成事業についてであります。本件は、現金給付から現物給付に改めるため、先の5月会議に補正予算を提案し、可決いただいたところであります。この度、申請をいただいた中学生以下の乳幼児、児童及び生徒948名の保護者宛に今回よりカードサイズに変更した受給者証を発送いたしました。これを道内の医療機関窓口には保険証やマイナンバーカードと一緒に提示していただくことで、8月以降は保険診療分の窓口での自己負担がなくなり、子育て世帯の負担軽減につながるものと考えており、引き続き切れ目のない子育て支援に取り組んでまいります。

なお、本7月会議には、議案5件の提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告は終わります。

---

○議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前に、お諮りいたします。

本日の議案について、内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

---

◎議案第4号 白老町地域生活支援事業条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第4号 白老町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） 議4-1をお開きください。議案第4号 白老町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年7月20日提出。白老町長。

議4-2、附則です。

この条例は、公布の日から施行する。

議4-3、議案説明です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づく市町村の地域生活支援事業を実施するに当たり、地域で生活する障害者及び障害児のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業の実施に必要な事項を定める必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議4-4、白老町地域生活支援事業条例新旧対照表は記載のとおりですので、朗読を省略させていただきます。

次に議案説明資料により改正の内容等を説明いたします。議案説明資料をお開きください。白老町地域生活支援事業条例の改正内容です。

1、条例改正の理由につきましては、議案説明と重複しますので、説明を省略します。

2、条例改正の内容です。(1)、事業内容の整備（第2条）、事業内容について現条例に規定している10事業のほか、法第77条に規定している必須事業の全てと任意事業を地域の実情に応じて柔軟に実施することができるように規定を整備します。(2)、対象者の明確化（第3条）、対象者について町内に住所を有する障害者及び障害児のほか、町外の施設に入所した障害児者において、入所前に本町に住所を有していた者は本事業の対象者であること。また、前住所が本町以外で本町の施設に入所した者は本事業の対象外であることを明確化します。

3、障害者総合支援法における支援の体系です。障害者総合支援法による総合的な支援は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。(2)に記載している市町村の地域生活支援事業につきましては、第77条に規定されており、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業の実施が可能となるよう各自治体の創意工夫により行うこととされております。地域生活支援事業には必須事業と任意事業があり、必須事業とされている10事業については、市町村の整備状況や実情を勘案して都道府県が事業の一部を行うことができるものです。任意事業については、本町においては現在4事業を行っておりますが、このたび新たに訪問入浴サービスの利用希望があったことから、実施可能となるよう条例改正するものがあります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第4号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 議1-1をお開きください。議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度白老町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億439万8,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 121 億 2,465 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 7 月 20 日提出。白老町長。

2 ページ、3 ページをお開きください。2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」の 1 歳入、3 ページの 2 歳出につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の 2 歳出から説明させていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、(1)、光ネットワーク管理経費 14 万 9,000 円の増額補正であります。町が所有する光回線ケーブルについて、工事事業者が作業中に誤って損傷させたことから、修繕に要する経費を計上するもので、費用負担は原因者である工事事業者によるものとし、同額を諸収入の光回線復旧作業負担金として収入・充当を行うものであります。(2)、その他一般管理経費 33 万円の増額補正であります。本町を被告とする固定資産税滞納者に対して行った土地の差押処分取消し等の訴訟について、第 2 審判決及び当該判決後に原告より上訴提起があったことから、弁護士への訴訟事務委託金を計上するもので、財源は一般財源であります。

3 款民生費、1 項 3 目身体障害者福祉費、(1)、地域生活支援事業経費 50 万 3,000 円の増額補正であります。障害者の方々の日常生活や社会生活を総合的に支援する地域生活支援事業について、これまで利用がなかった訪問入浴サービスの利用意向が新たに示されたことから、サービス提供に要する委託料を計上するもので、財源は国庫支出金の地域生活支援事業補助金 15 万 5,000 円、道支出金の地域生活支援事業補助金 9 万 5,000 円、一般財源 25 万 3,000 円を充当いたします。1 項 6 目総合保健福祉センター管理運営費、(1)、総合保健福祉センター管理運営経費 163 万 9,000 円の増額補正であります。消防設備に電気を供給する自家発電装置について、定期点検において制御盤に不具合が発見されたことから、安定的な稼働に向け、改修に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

10 ページをお開きください。8 款土木費、5 項 2 目下水道費、(1)、下水道事業会計繰出金 1 億円の増額補正であります。下水道事業会計で実施する縁故債の繰上償還に要する経費の一部を繰り出しするもので、財源は繰入金の町債管理基金繰入金を充当いたします。

9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費、(1)、分団詰所整備事業 113 万 3,000 円の新規計上であります。竹浦分団詰所の外壁について、老朽化により一部剥落したことから、被害の拡大及び二次災害を防止するため、修繕に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。1 項 4 目災害対策費、(1)、防災行政無線（同報系）施設管理経費 64 万 4,000 円の増額補正であります。防災行政無線について、音声での放送を制御するパソコンに不具合が生じたことから、災害発生時等における的確な広報機能を維持するため、音声制御用パソコンの修繕に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただき、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。

6 ページ、7 ページにお戻りください。21 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金 399 万

9,000 円の増額補正であります。歳出総額に対する歳入の不足分を計上するものであります。これにより繰越金の留保額は、2 億 7,164 万 8,000 円となります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 1 号 令和 5 年度白老町一般会計補正予算（第 4 号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 2 号 令和 5 年度白老町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（松田謙吾君） 日程第 6、議案第 2 号 令和 5 年度白老町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

舩田上下水道課長。

○上下水道課長（舩田紀和君） それでは議 2-1 をお開きください。議案第 2 号 令和 5 年度白老町下水道事業会計補正予算（第 1 号）。

（総則）

第 1 条 令和 5 年度白老町下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 5 年度白老町下水道事業会計予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 3 億 4,850 万 7,000 円」を「不足する額 3 億 9,570 万 1,000 円」に、「損益勘定留保資金 3 億 4,351 万 7,000 円」を「損益勘定留保資金 3 億 9,071 万 1,000 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第 1 款本的収入、既決予定額 3 億 3,733 万 2,000 円、補正予定額 1 億円、計 4 億 3,733 万 2,000 円。



第3項他会計補助金、既決予定額2億4,305万6,000円、補正予定額1億円、計3億4,305万6,000円。

続いて支出です。第1款資本的支出、既決予定額6億8,583万9,000円、補正予定額1億4,719万4,000円、計8億3,303万3,000円。

第2項企業債償還金、既決予定額5億5,217万4,000円、補正予定額1億4,719万4,000円、計6億9,936万8,000円。

令和5年7月20日提出。白老町長。

続いて議2-2をお開きください。令和5年度白老町下水道事業会計補正予算実施計画につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

続いて議2-3、令和5年度白老町下水道事業会計補正予算説明書をご覧ください。このたびの補正予算につきましては、平成21年度から28年度におきまして、下水道事業会計において借入れを行いました縁故債の繰上償還に要する経費です。

資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入、3項1目他会計補助金についてですが、繰上償還による経費として一般会計から繰入金の1億円となります。

次に支出、1款資本的支出、2項1目企業債償還金についてですが、資本的支出に対応する財源1億4,719万4,000円のうち1億円が先ほどの他会計補助金より、4,719万4,000円が損益勘定留保資金より補填するものです。

議案第2号の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和5年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第3号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議3-1をお開きください。議案第3号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年7月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議3-3をお開きください。議案説明です。白老町課設置条例の一部改正について。

現下の社会経済情勢や多様化する行政課題に的確に対応し、政策や意思決定を効率的かつ柔軟に進めるとともに、組織の連携や調整を迅速かつ円滑にし、将来にわたって質の高い行政サービスを安定的かつ効率的に提供するため、段階的に組織機構改革を実施する必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

白老町課設置条例新旧対照表は記載のとおりですので、朗読を省略させていただきます。

次に議案説明資料により改正内容等を説明させていただきます。白老町課設置条例の一部改正についてです。行財政改革推進計画の取組項目、組織機構改革による効率的、効果的な組織づくり推進の具現化として、令和3年度から10年度まで段階的に組織機構改革を進めているところです。

1の機構改革により目指す組織について説明させていただきます。一つ目は、重要施策を迅速かつ適切に推進する組織です。総合計画や町長公約に基づき、人口減少抑制対策や地域経済活性化等の重要施策について、スピード感を持って適切に推進する組織を目指すものです。

二つ目は、行政課題に柔軟かつ効率的に対応できる組織です。社会環境の変化や高度化、多様化する町民ニーズに対して、コスト意識を持って柔軟に対応する組織を目指すものです。

三つ目は、町民に分かりやすく利便性の高い組織です。来庁時の各種手続きや電話等による相談業務等を可能な限りワンストップで行うなど、町民に分かりやすく、利便性の向上に配慮した組織を目指すというものです。

次に、2の課室の組織と事務分掌の変更についてです。このたび提案しております課の新設、統合についてですが、本町には長きにわたる歴史や文化、豊かな自然や食・温泉など多彩な地域資源があり、バランスのとれた産業構成となっています。

この産業構成を最大限に生かすために、経営基盤の強化や担い手確保等に努めながら地域ブランド力を高め、産業振興を図っていく必要があります。

また、新産業の創出や企業誘致を推進し、雇用機会の拡大を図るとともに町内観光の振興に努め、魅力と活力にあふれ、賑わいが生まれる産業のまちを推進していく必要があることから、産業経済課を経済振興課と農林水産課に分け、コロナ禍の閉塞感から脱却し、地域活力の増強を目指すものです。

表については、これまでの産業経済課の事務分掌を経済振興課と農林水産課に分割したものです。また、課を分けたことにより、水産港湾室は、経済振興課に設置するものです。

次のページです。参考としてこのたびの改正による課・室等の増減、課長職の人数の増減ですが、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

議3-2にお戻りください。附則です。

(施行期日)

第1項 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(白老町地方港湾審議会条例の一部改正)

第2項 白老町地方港湾審議会条例の一部を次のように改める。

第7条中「産業経済課」を「経済振興課」に改める。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

3番、貳又聖規委員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。私は令和3年3月23日の課設置条例の一部改正について、唯一反対しました。今回、農林水産課が復活するということで、その点についての意見になるのですが、令和3年4月に組織が変わって新たにになり、また今回、このような形に戻りました。私は戻ったという表現を使いましたが、そうではないと考えております。それは本日の説明資料の中でコロナ禍の閉塞感から脱却するために動くということの評価いたします。それから私は令和3年12月の一般質問で、農林水産課の関係とアイヌ総合政策課は格下げではなくて、やはりまちの看板とすべきであるという指摘もしております。令和3年12月の私の質問に対して、古俣副町長はこのように答弁されております。読み上げます。「これからこの役場の組織についても、様々な変化という考えを持って、一番ふさわしい組織体制をつくるための動きは柔軟にしていかなければならないと考えている」と。そして「壁のあるようなつくり方ではなく、オープンなつくり方とか、また、パソコン時代から次の時代に入ってきているような仕事のやり方になってきている。そういうことから柔軟に進化していく対応をしていきたい」という答弁もあって、まさに今回の説明資料のコロナ禍の閉塞感から脱却し、柔軟性があるということで、それは元へ戻ったわけではなくて、新たな進化の過程の中で今回の農林水産課の新設があったと考えております。そこで機構改革という大枠の捉えの中で質問しますが、やはり今回の行政報告の中でもありましたし、ウポポイ3周年の記念式典の町長の挨拶の中で道内の自治体と連携をとりながら100万人を目指すとなりました。これは挨拶といってもやはり決意表明的なものとして捉えております。それで今後、進化系で組織改革を進めていくと思うのですが、前回のアイヌ総合政策課は、やはりまちの看板になるべき課であると考えておりますが、その点の考えだけ聞かせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） いろいろご質問がありました。今回の機構改革について、私から総体的な説明をしたいと思います。議案説明資料の中で説明したとおり、令和3年4月に行財政改革推進計画を策定し、取組項目として今後の計画期間の中で段階的な機構改革の推進を実施項目として掲げているところです。令和3年4月に大課制により行政組織をスリム化するという一方で、第1弾としての機構改革を進めました。今回、貳又議員のほうから戻ったのではないですよというご指摘をいただきましたが、一方では当時、令和3年4月の機構改革のときに経済振興課と農林水産課を合体させて、産業経済課に統合したという経緯があります。そこは戻ったのではないのか、なぜ一緒にするのかというようなご意見があろうかと思いますが、私の考え方として、行政内の連携を進めていくためには、大課制にしてスリムにしていくという考え方がありますが、組織としてそれぞれの課の役割がある中で考えていくと、やはりバランスを考えていかなければならないと判断をしました。それで今回、コロナ禍の影響もあり、国の農業構造の脆弱化ということも含めて、本町においても例外ではないことから、農林水産課と経済振興課、二つの課に分ける考え方を持ったところでは、今回、ほかにもいろいろてこ入れすべきところがあったのではないかとご意見もあるかと思うのですが、先ほども申し上げたとおり、コロナ禍が明けて観光の分野でも動き出してきており、そういった中で観光客が白老町のおいしい物を食べたいというようなことになってくると、白老町の一次産業は基幹的な産業だと捉えておりますので、ここに集中的に取組を進めていきたいという考えの中で、今回、このような課設置条例の改正を提案させていただいたところです。

貳又議員から今後というお話がありました。現状として例えばどのような課を設置するとか、何課にするというような具体的なお話はできないのですが、自治基本条例の第25条を読ませていただきますと、「町長は社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的、そして効率的で横断的な連携調整を図ることができる組織体制を確立しなければならない」と定めております。ここがまさに着地点だと私は思っておりますので、柔軟にそして社会情勢の変化を的確に捉えた中で進めていきたいと思っております。さらに今後の展開としては、やはり組織というのは町民の皆さんに分かりやすい組織が大前提ですけれども、職員のやる気を起こす、モチベーションを上げるということも組織でありますので、庁内でプロジェクトチームを立ち上げて、職員の中でどんな組織がいいのか議論をして、今後の組織づくりをしていきたいと考えているところです。

○議長（松田謙吾君） ほかに、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号 工事請負契約の締結について（白老生活館改築（建築主体）工事）

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第5号 工事請負契約の締結について（白老生活館改築（建築主体）工事）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 議5-1をお開きください。議案第5号 工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年7月20日提出。白老町長。

- 1、契約の目的、白老生活館改築（建築主体）工事。
- 2、契約の方法、制限付一般競争入札。
- 3、契約の金額、1億8,634万円。

4、契約の相手方、岩崎・鈴木ホーム・鈴木建設特定建設工事共同企業体。代表者、白老郡白老町字社台271番地3、株式会社岩崎組、代表取締役清水尚昭。構成員、白老郡白老町字萩野312番地120、株式会社鈴木ホーム、代表取締役鈴木孝義。構成員、白老郡白老町東町2丁目3番11号、鈴木建設株式会社、代表取締役鈴木研生。

5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

議5-2をお開きください。議案説明です。

1、工事場所、白老町高砂町2丁目。

2、工事概要、本工事は、町内生活館のうち、建設から40年以上経過し老朽化が著しい白老生活館について、生活館としての機能に加え、天候などに左右されず伝統儀式・文化活動など多様なアイヌ文化伝承が実施可能となる多機能型生活館として改築するものである。

（1）、構造、木造平屋建て。（2）、建築面積、493.55平方メートル。（3）、延床面積、482.99平方メートルとなります。

次ページ以降に図面等を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、入札の経過です。去る6月12日に白老町公告第9号による制限付一般競争入札の公告を行い、6月12日から19日まで入札参加資格申請の受付をしました。その結果、川田・

西村特定建設工事共同企業体、岩崎・鈴木ホーム・鈴木建設特定建設工事共同企業体、2つの共同企業体から申請があり、7月11日に入札を行ったところであります。

なお、工期につきましては令和5年7月21日から令和6年2月29日までを予定しております。

落札率ですが、予定価格、1億8,882万6,000円に対し、落札額が1億8,634万円ですので、落札率は、98.6%となっております。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 工事請負契約の締結について（白老生活館改築（建築主体）工事）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第9、発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 発議第2号、白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議2-2をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「産業経済課」を「経済振興課、農林水産課」に改める。

附則。

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

発議2-3をお開きください。議案説明であります。

行政の組織機構の見直しによる「白老町課設置条例」の一部改正に伴い、産業厚生常任委員会の所管を変更するため、本条例の一部を改正するものである。

白老町議会委員会条例新旧対照表は下記のとおりであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。

明日7月21日から9月30日までの間は、休会となっておりますのでご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前10時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 久 保 一 美

署 名 議 員 吉 谷 一 孝